

第3章 本学における教職課程の単位

免許状を取得するための法定上の最低修得単位数については、「2. 免許状取得の条件」で説明したとおりです。

そして、本学においては、教育職員免許法に定める「文部科学省令に定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）」、「教職に関する科目」、「教科に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」のそれぞれについて対応する科目を定めており、免許状を取得するためには次表に示す単位の修得が必要です。

免許状取得希望者は、所属学部配当の主として卒業所要単位数に算入されない自由科目群（文学部、商学部、外国語学部および人間健康学部についてはこの限りでない）から所定の科目（単位）を授業時間割および履修制限単位数等を熟慮のうえ、1年次から計画のかつ効率的に履修・修得しなければなりません。

【中一種免】

教育職員免許法に定める科目	修得単位数		
文部科学省令に定める科目	8単位		
教職に関する科目	必修科目33単位	選択科目から6単位	合計 59単位
教科に関する科目	20単位 (必修科目の修得が条件)	※「教職に関する科目」、「教科に関する科目」、「教科又は教職に関する科目（教職に関する科目に準ずる科目）」のいずれの選択科目の単位でも可	

【高一種免】

教育職員免許法に定める科目	修得単位数		
文部科学省令に定める科目	8単位		
教職に関する科目	必修科目29単位	選択科目から10単位	合計 59単位
教科に関する科目	20単位 (必修科目の修得が条件)	※「教職に関する科目」、「教科に関する科目」、「教科又は教職に関する科目（教職に関する科目に準ずる科目）」のいずれの選択科目の単位でも可	

必要科目の詳細については、「第5章 学部別一種免許状取得必要科目一覧」を参照してください。